

富津市地域公共交通会議一般乗合旅客自動車運送事業 運賃協議分科会設置規程（案）の制定について

○協議運賃制度について

乗合バスの運賃については、通常は、一般乗合旅客自動車運送事業者の運行に係る経費を基に設定した旅客の運賃を申請し、国土交通大臣が適正な原価に適正な利潤を加えたものであるか審査し、認可を受けることで決定されます（これを「上限運賃制度」といいます。）。

一方、運賃についての規定を定める道路運送法第9条第4項では、地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域を運行する場合において、その運賃等を地方自治体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民、その他関係者の合意の下で決定することができると定められています（以下、これを「協議運賃制度」といいます。）。

○協議趣旨

これまで、「協議運賃制度」における合意とは、地域公共交通会議で協議が整ったこととされておりましたが、令和5年10月1日の道路運送法改正に伴い、運賃に関する協議を行う際は、「市町村」、「当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者」、「当該路線等を管轄する地方運輸局長」、「第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者」で形成する協議体を新たに設け、協議する必要性が生じたため、『富津市地域公共交通会議一般乗合旅客自動車運送事業運賃協議分科会設置規程』を制定したく、委員の皆様にご協賛いただくものであります。

○運賃協議分科会の開催想定ケース

本市においては、現在、運賃協議分科会の開催が必要となる事業はありませんが、他自治体で導入されているような一般乗合旅客自動車運送事業者に委託し運行するコミュニティバスや乗合デマンド交通を導入する際には、運賃協議分科会の開催が必要となると想定しております。

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることと足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調ったときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等*により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新

道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をすときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新

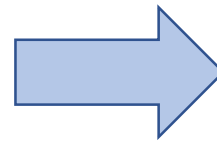
道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

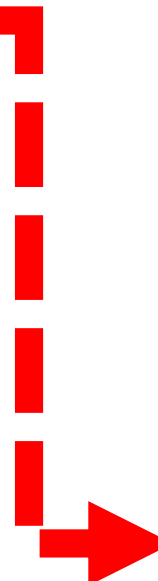
- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

法改正後の地域公共交通会議と運賃協議分科会の役割

地域公共交通会議	
根拠	道路運送法施行規則 (第9条の3)
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> 乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期・区域) 運賃及び料金等に関する事項 自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 旅客から収受する対価に関する事項 等
構成員	<ul style="list-style-type: none"> 市町村又は都道府県 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 住民代表 地方運輸局 事業者の運転者組織 道路管理者 都道府県警察 学識経験者その他地域公共交通会議の運営上必要と認められる者



地域公共交通会議	
根拠	道路運送法施行規則 (第4条の2)
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> 乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期・区域) 自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 旅客から収受する対価に関する事項 等
構成員	左記同様
運賃協議分科会	
根拠	道路運送法 (第9条第4項)
協議事項	一般乗合旅客自動車運送における運賃及び料金等に関する事項
構成員	<ul style="list-style-type: none"> 市町村又は都道府県 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 地方運輸局 住民代表



法第9条第4項の協議会について

法第9条第4項の協議会（当市における協議運賃分科会）

根拠	道路運送法（第9条第4項）
設置根拠	従来、「地域公共交通会議」にて行ってきた一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃に係る協議について、今般の法改正の趣旨を踏まえ、独占禁止法に抵触しない形で協議を行うために設置する。
協議事項	地域の需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議する。
対象	一般乗合旅客自動車運送
構成員	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村又は都道府県・ 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者・ 地方運輸局・ 住民代表
開催にあたっての留意事項	独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定し、地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、上記構成員以外の地域公共交通会議構成員を退室又は別室で行うなど十分注意する。なお、対面による開催の他、書面による協議もできるものとする。また、協議が整った際は、地域公共交通会議とは別に「協議運賃に関し協議が整ったことを証する書類」を地方運輸局へ提出するものとする。

法第9条第5項の公聴会の開催等について

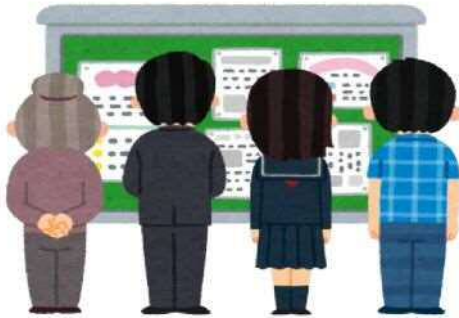
法9条第5項

道路運送法第9条第4項の規定による運賃等の協議にあたっては、あらかじめ市町村又は都道府県は公聴会の開催、パブリックコメントとの実施等により住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要がある。



公聴会等の手法

運送する住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法としては、法令上、公聴会の開催は例示であり、以下の方法などが想定される。



- ①公聴会の開催（住民、利用者、利害関係者）
②パブリックコメントの募集（住民、利用者、利害関係者）
③市広報誌への掲載（住民、利用者利害関係者）
④アンケート調査（住民、利用者）
⑤事業者団体へのヒアリング（利害関係者）

上記①、②、③はいずれかを実施、④、⑤は併せて実施することで道路運送法第9条第5項を満たすものと考えられる。

富津市地域公共交通会議一般乗合旅客自動車運送事業運賃協議分科会設置規程（案）

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する運賃・料金に関し必要な協議を行うため、富津市地域公共交通会議設置要綱（平成29年富津市告示第3号。以下「要綱」という。）第10条に基づき富津市地域公共交通会議一般乗合旅客自動車運送事業運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 分科会の事務所は、富津市下飯野2443番地（富津市役所内）に置く。

（所掌事務）

第3条 分科会は、要綱第3条第3号に定められた事項のうち、一般乗合旅客自動車運送事業者が行う地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃・料金等に関する事項について協議を行うものとする。

（組織）

第4条 分科会の委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 富津市企画政策部長
- （2） 協議の対象となる当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- （3） 要綱第4条第6号の規定により富津市地域公共交通会議の委員となる市民又は利用者
- （4） 要綱第4条第7号の規定により富津市地域公共交通会議の委員となる関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者

（会長）

第5条 分科会の会長は、前条第1号の委員が務める。

- 2 会長は、分科会を代表し、会務を掌握する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議は、要綱第7条の規定に準じて運営を行うものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 分科会の会議における協議の結果については、その後に開催される富津市地域公共交通会議にて報告するものとする。

(事務局)

第8条 分科会の庶務は、富津市企画政策部企画課において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、分科会の会長が定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

○富津市地域公共交通会議設置要綱

平成29年1月25日告示第3号

改正

平成29年9月22日告示第102号

令和3年3月17日告示第39号

令和4年3月30日告示第50号

令和4年12月14日告示第197号

富津市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行い、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、富津市地域公共交通会議（以下「会議」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 会議の事務所は、富津市下飯野2443番地富津市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 計画の実施に関する事項
- (3) 地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な旅客輸送に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(組織)

第4条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者を委員として組織する。

- (1) 富津市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 鉄道事業者
- (5) 一般旅客定期航路事業を営む者

- (6) 市民又は利用者
 - (7) 関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
 - (8) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
 - (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (10) 道路管理者又はその指名する者
 - (11) 富津警察署長又はその指名する者
 - (12) 君津市長又はその指名する者
 - (13) 市において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
 - (14) 地域公共交通に係る学識経験を有する者
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、会長が会議の運営上必要と認める者
- (任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長を置き、会長は富津市長又はその指名する者をもってこれに充て、副会長は委員のうち会長が指名する者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、会長は、会議で議決すべき案件が軽易であると認めるとき、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、書面により議決を行うことができる。
- 5 第3項の規定は、前項の書面による議決について準用する。
- 6 第4条第2号から第5号まで及び第7号から第13号までに掲げる委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、会議の出席及び議決権の行使を代理人に委任するこ

とができる。この場合において、第2項の規定の適用については、当該委員は出席したものとみなす。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要と認める者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 関係者は、会議において協議が調った事項については、その結果を尊重し、当該事項の実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討をするため、必要に応じて会議に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(報償費)

第11条 第4条第6号及び第14号に掲げる委員が会議に出席したときは、報償として日額6,800円を支払うものとする。

(守秘義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第13条 会議の事務を処理するため、会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、富津市企画政策部企画課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 会議の運営に要する経費は、国の補助金、他の団体等からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第15条 会議に監査委員を置き、会長が指名する者をもって充てる。

- 2 監査委員は、出納監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議が解散した場合の措置)

第17条 会議が解散した場合においては、会議の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成29年9月22日告示第102号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日告示第39号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日告示第50号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年12月14日告示第197号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。